

## ◎消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(平成二五年二月二三日法律第一一〇号)(衆)

### 一、提案理由(平成二五年二月三日・衆議院本会議)

○高木陽介君 ただいま議題となりました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害を初めとして災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大しております。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。

本案は、このような現状に鑑み、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案は、各党間の協議を踏まえ、本日、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院総務委員長報告(平成二五年二月五日)

○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、消防団員の惨事ストレス対策等について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

一五二

質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。